

本稿は、帝京大学経済学部（田邊 裕学部長）が、2009年度に日本産業リサーチセンターからの受託研究として行った報告書の一部で、観光経営学科 石井昭夫教授が執筆した「観光開発と地球環境」を転載するものです。再掲に当って、一部加除訂正が行われていることを付記します。

観光開発と地球環境

～地球環境保全に向けての観光分野の取り組み～

帝京大学観光経営学科
教授 石井 昭夫

構成 目次

- 第1章 観光と環境（はじめに）
- 第2章 「アジェンダ21」と観光産業
- 第3章 「観光産業のためのアジェンダ21」の概要
 - 1. 「アジェンダ21」との関係
 - 2. 行政および公的観光機関・業界団体等非営利組織の役割
 - 3. 観光関連企業の役割
- 第4章 観光分野の環境保護の行動と事例
 - 1. 「観光のアジェンダ21」に示された事例
 - 2. 国連環境計画と国際ホテル・レストラン協会の先行事例集
 - 3. 世界観光機関（UNWTO）の先行事例報告
 - 4. 国連エコツーリズム年（2002年）と関連事業
 - 5. 観光と地方政府のためのアジェンダ21
 - 6. 世界旅行産業会議（WTTC）とグリーングローブ計画
 - 7. 旅行業からのアプローチ「観光地の健康診断&処方ツール：ECOMOST」
 - 8. 観光分野のエコラベリング
- 第5章 海岸環境改善のための報奨制度「ブルーフラッグ運動」
 - 1. ブルーフラッグ運動の概要
 - (1)ブルーフラッグ運動とは
 - (2)運動の開始と発展
 - (3)運動の仕組みと組織
 - (4)指導・支援・検査
 - (5)運動の資金と支援
 - 2. ブルーフラッグの選定基準
 - (1)基準の概要
 - (2)基準の項目
- 第6章 遅れている日本の取り組み（むすび）

[主要参考文献]

観光開発と地球環境

～地球環境保全に向けての観光分野の取組み～

第1章 観光と環境（はじめに）

今日では、国際観光客だけで年間 8 億人が旅をし、ヒマラヤの奥地から絶海の孤島、砂漠地帯から南極大陸に至るまで、観光客の足の及ばぬところはほとんどないと言っていい。国内観光を含めればその 10 倍という規模になる。大量の人の移動は、政治・経済・社会・文化の営みに多大の影響を及ぼすと同時に、自然環境に与えるインパクトも巨大で、とりわけ観光客さえ来なければありのままに保たれるはずの豊かな自然を破壊し、劣化させる可能性を強く持っている。

他方、観光は、開発の遅れた途上国や先進国内の辺境・過疎地帯の経済活性化のために残されたほとんど唯一の産業として期待されており、今後ますます観光開発への取組みが世界中で活発化することが予想される。

とくに現代観光の特徴であるリゾート観光やエコツーリズムは、森林・山間地や砂浜や小島など、一般の産業が立地し得ない辺鄙で自然豊かなところが逆に立地として優れている。航空輸送の発展ゆえに、市場から目的地への距離や時間は問題でなくなり、ほとんどどこでも開発の対象になり得る。観光及び観光産業は、目的地への輸送による負荷を含め、地球環境に多大の影響を及ぼす産業であり、地球環境全体の成り行きに、他産業とは異なる次元から責任を負うべき産業である。

観光開発と自然環境の問題の発生は古く、旅客鉄道登場（1830 年）による近代ツーリズムの誕生と殆ど同時に始まっている。観光史上で最も初期の最も典型的な事例が、イングランド北西部の湖水地方で起こった観光公害である。湖水地方はイングランドでは稀な山と湖の景勝地で、鉄道が誕生する以前から人気ある観光地であった。1847 年にケンダルから湖畔のウィンダミアへの鉄道が開通し、湖上に遊覧船が走るようになると、観光客が増え、湖水の汚染が始まった。湖水は自浄能力に乏しく、下水処理が難問であった。下水管や沈殿槽の設置も土地所有者の反対でままならず、いったん汚水を森の中に捨ててそこからパイプで湖に流すなどという原始的な方策が採られた。美しい湖水地方が夏になると悪臭を発生し、このままでは湖が汚水溜めになるという危機感から、1870 年代と 80 年代に湖水地方の内部にまで鉄道を敷設する計画が持ち上がったときには激しい反対運動が起こり、「湖水地方保全協会」(Lake District Defense Society) が設立された。これがのちのナショナルトラスト運動誕生の一翼を担うことになるのはよく知られている（参考文献 1 荒井政治「レジャーの社会経済史」）

第二次世界大戦が終わり、全ての労働者が連続有給休暇を法によって保証されてマスツーリズムが急速に発展するが、観光客の行動と彼らを受け入れるための施設サービスの開発は人々の目に立ちやすく、その初期から観光客の量的拡大による観光地の劣化が問題視された。その結果、早くも 1950 年代半ばには、観光開発そのものに内在する観光地衰退の理論的考察がはじまり、その後多数の研究者によって理論化され、1980 年リチャード・バトラーがそれまでの先行研究を統合し、「観光地のライフサイクル理

論」をシンプルなモデルとともに提示した。彼の論文には副題として「観光資源の管理のための一考察」と付されていることからわかるように、観光地は無制限に右肩上がりの発展を続けることはなく、管理なき開発は不可避的に衰退の道を辿ることを推論した（参考文献 2：石井昭夫「観光地発展段階論の系譜」）。

言い換えれば、特定の観光地という狭い範囲に限定したものであるとはいえ、観光は環境保全のための理論研究と実践という意味では、他産業に先駆けて持続可能な開発というテーマに取り組んできたのであった。個別観光地の調和ある開発の理論は、観光地の収容限界（Carrying capacity）から、変化の許容限界（Limits of Acceptable Changes）による管理、そして観光機能だけでなくコミュニティ全体のあるべき姿との関連において開発をコントロールしつつ進める成長管理（Growth management）まで、それぞれの観光地に固有の指標や基準値を生み出して応用され、様々な理論や実践例が報告されている。

今日の環境問題は特定地域の環境問題の枠を超えて、地球そのものの持続可能な開発が大きなテーマとなっているが、観光および観光産業は、長年の実践と研究を元に地球環境保全のための行動においても一歩進んだ取り組みを実践している。

本稿では、観光開発と環境の係わりについて、とくにグローバルな取り組みを中心に概観し、観光と環境の係わりに関心ある研究者の参考に供したい。

第 2 章 「アジェンダ 21」と観光産業

環境問題が特定の地域の特定の事例に限定されていた時代から、地球全体の持続可能性の問題に拡大してくるのはいつ頃からだろうか。地球環境問題の歴史をみると、1972年に国連人間環境会議が開催され、同年ローマクラブ（地球の未来を憂える賢人者会議）が地球の限界を指摘する報告書『成長の限界』Limits of Growthによって警鐘をならしたあたりに始まったとみるべきであろう。1987年に国連の「環境と開発に関する世界委員会」（通称ブルントラント委員会）が報告書『我ら共有の未来』Our Common Futureによって持続可能な開発というコンセプトを打ち出してパラダイムの転換を訴え、1992年にはリオデジャネイロに 182 カ国が参加して、環境と開発に関する国連会議（地球サミット）が開催された。

地球サミットでは「環境と開発に関するリオ宣言」、「気候変動枠組条約（地球温暖化防止条約）」、「生物多様性保護条約」、「森林原則宣言」とともに、この時点から 21 世紀にかけて、それらに盛られた理念を実行するための行動計画「アジェンダ 21」が採択され、初めて具体的な行動の道筋が示された。持続可能な発展のための人類の行動計画という副題をもつ「アジェンダ 21」は、4 つの分野（①社会的・経済的關係、②開発資源の保護と管理、③主たるグループの役割、④実施手段）の合計 40 の章に整理された 115 におよぶ優先行動分野を明示し、各分野ごとに「行動の基礎」「目標」「行動」「実施手段」の 4 項目の指針が列挙されている（参考文献 4：「アジェンダ 21：持続可能な開発のための人類の行動計画」）。

地球環境をこれ以上悪化させてはならないという世界的な合意とそのための行動のガイドラインは、この地球サミットをもってスタートしたと言っていい。ただ、「アジェンダ 21」が示す行動指針は、各国政府や国際機関、全ての産業にアピールする総論にとどまっ

ている。肝心なことは、これを受けてそれぞれが具体的な取り組みを行うことであり、定期的にその進捗状況を検討することとされた。

その中で、個別の産業として真っ先にアジェンダ 21 の示す方向を具体化する道に進んだのは観光産業であった。世界観光機関（UNWTO）、世界旅行産業会議（WTTC）、地球会議（Earth Council）の 3 者が協力し、1995 年に観光産業に固有の行動計画として「観光産業のためのアジェンダ 21」（Agenda 21 for the Travel & Tourism Industry）（参考文献 5/6）が作成されたのである。これによって、これまでばらばらに対応してきた持続可能な観光開発の試みを統一して行なう仕組みが誕生した。地球サミットの決定をフォローし、アジェンダ 21 とリオ宣言を実行するために結成された世界規模の非政府組織である「地球会議」のモーリス・ストロング議長は、「観光産業のためのアジェンダ 21」の序文に「観光が裾野の広い産業を動員して、より良く、より公正、かつ、持続可能な世界の実現のための具体的な行動計画を示そうとするイニシアティブを強く支持する」と述べている。

観光は生存の基礎的欲求を超えたニーズであり、豊かさの象徴である。都市から豊かな自然環境へ、先進国から途上国のリゾートへと出かける観光客は、航空機などの交通手段を利用し、地元住民の 10 倍の水やエネルギーを消費し、他産業の生産する財・サービスをふんだんに消費する最大にして最贅沢な消費者である。確かに観光は、製造業や資源採取産業のように煙を吐きだして大気を汚染したり、森林を焼き払ったりという目に見える破壊行為をしていないように見えるが、観光客のために供される資源の大きさは、地球環境の保全という大テーマのもとでは、無制限に野放しにしておくわけにはいかない。それに、観光自身の問題としても、過剰な開発による環境悪化のために衰退を始めた有名観光地の例にこと欠かない。環境は観光を支える最重要要素であり、環境の保全は観光にとって「絶対のプラス」である。「観光産業のためのアジェンダ 21」は、そうした観点から作られた「観光の、観光による、観光のための行動計画」であり、この後の観光分野における持続可能な開発の理論的な基礎と行動の指針、そして広範なパートナーシップ展開への基礎を提供することになった。

第 3 章 「観光産業のためのアジェンダ 21」の概要

「観光産業のためのアジェンダ 21」は A4 版 78 ページに及ぶ長文である（以下「観光のアジェンダ」と略称）。内容は 3 部に分かれ、第 1 部では本家の「アジェンダ 21」と観光産業との関係を説明し、第 2 部で観光関連の行政と公益団体・業界団体など非営利組織のための行動計画を 9 つの優先分野に分けて提示し、第 3 部において、観光関連企業の行動計画を 10 の優先分野にわけて詳述している。それぞれ優先分野ごとに目標と行動内容が列記されているほか、分野ごとに先進事例を紹介して理解しやすく、作成者の熱意と問題の切実さが伝わってくる内容である。

1. アジェンダ 21 との関係

第 1 部では、「アジェンダ 21」作成の趣旨と意義、実践の指針などを概説した上で、観光が世界最大の産業であり、かつ、観光産業が「きれいな海、太古からの山並み、汚染の無い水、ごみの散らからない街路、よく保存された建造物や遺跡、それに多様な文化・伝

統などに依存する産業」であるからこそ、観光産業が先頭に立ってアジェンダ 21 の指し示す行動を実践すべきであると謳っている。

ただし、そのすぐ後に、地球環境にとって観光が格別に重要な要素であるにもかかわらず、「アジェンダ 21」に観光への言及はほとんどなく、わずかに第 11 章の「政府が野生動物の保護と……エコツーリズムを推進し支援すべきである」という一節、第 17 章の「海岸を有する諸国は海中生物資源を利用するレクリエーションや観光活動を拡大する開発を行なうべきである」との記述、第 36 章の「諸国政府は適当と判断すれば博物館・美術館、歴史遺跡、動植物園、国立公園その他の保存地区を活用して環境的に健全なレジャーや観光活動を推進すべきである」など、3カ所ではばばらに触れられているにすぎないことを指摘している。観光の経済活動としての大きさや環境との関わりの深さにもかかわらず、この程度の扱いでしかなかったところに、この時点での政治や経済のリーダーたちの観光に対する認識の薄さが見て取れるのである。

いずれにしても、「観光のアジェンダ 21」は本家の「アジェンダ 21」の内容を観光産業向けに作り直したもので、第一に観光を所管する省庁や公的観光機関・業界団体、第二に観光関連企業が、国レベル、地方レベルでそれぞれ持続可能な開発のために貢献できるよう手助けすることが目的であると明記されている。

2. 行政および公的観光機関・業界団体等非営利組織の役割

行政や公益・業界団体等の任務は、多種多様な観光関連企業の行動のフレームワークづくりである。「いかに持続可能な観光開発を実行するか」という総合目的に向かって、行政や非営利公益組織が「意思決定のプロセスの中核に持続可能な開発への配慮を組み込み、持続可能な観光開発を実規するために必要な行動を認識するためのシステムと手順を開発し、持続可能な開発を実行に移すために必要な行動を具体的に示すことが目標である」とする。行政や公的機関の行動の 9 つの優先分野は以下の通りである。

- 1) 持続可能な観光の実現のための既存の規制、経済活動、自主行動の枠組みの有効性の評価
- 2) 組織の活動の経済的、社会的、文化的、環境的な影響の評価（アセスメント）
- 3) 教育、訓練、公衆の認識の向上
- 4) 持続可能な観光開発のための計画の作成
- 5) 先進国と発展途上国の間の持続可能な観光についての情報、技能（スキル）、技術の交換の促進
- 6) 社会の全分野による行動参加への条件づくりと呼びかけ
- 7) 持続可能であることを中核とした新しい観光商品の開発
- 8) 持続可能な開発の達成度の測定
- 9) 持続可能な開発のためのパートナーシップの推進

持続可能な観光開発を実現するためのフレームワーク作りは、観光担当行政部局の仕事になることが想定され、他方、業界団体は傘下の会員と行政の間の橋渡しの役割を担うことになる。上記の 9 つの分野のそれぞれについて、詳細な行動目標と行政や公的機関によ

る「世界からの実践例」が掲げられている。

3. 観光関連企業の役割

目標は、観光関連の多国籍の大企業からローカルの家族的な小企業に至るまで、経営上の全ての意思決定の基礎として環境に係わる判断基準を浸透させることである。すなわち、マーケティングやセールス活動から施設の維持管理に至るまで、環境への配慮を浸透させるのが目的である。経営管理の中核機能の中に持続可能な開発という課題を組み込み、持続可能な観光を実現する行動を認識するためのシステムと手順を確立することを促している。行動のための10の優先分野は以下の通りである。

- 1) 廃棄物の最少化、再利用（リユース）とリサイクル
- 2) エネルギーの節約、効率的利用とその適正管理
- 3) 水資源の適正管理
- 4) 廃水の適正処理
- 5) 危険物の適正処理
- 6) 交通・運輸に係わる問題の改善
- 7) 土地利用の計画と管理
- 8) 環境保全の課題への従業員、顧客、コミュニティの参加
- 9) 持続可能な開発のための設計
- 10) 持続可能な開発のためのパートナーシップの推進

「観光のアジェンダ 21」は、自由市場原則の活用と産業界の自主的行動をよりどころにしている。法による規制は、他の方法では改善の見通しがなく、かつ、人間の健康や環境が回復不能なまでにダメージをうける可能性がある場合にとどめ、むしろ、環境への配慮が経済的にもプラスであるようなインセンティブをつくること、消費者は環境配慮の行き届いた企業のサービスを選択的に使用し、観光企業は環境配慮の良好な納入業者の商品を選択的に購入することで環境汚染源を減らしてゆく。環境保護の行動は「みんな」の責任であり、自主的な行動と地球的パートナーシップが必要である。

観光企業がひとたび行動を決意すれば、社員と社員の家族、客、ホストコミュニティの人達との複層的な接触の機会を通じて、どの産業より幅広くアピールできる立場にある。例えば観光企業の社員や従業員が現場で学習したゴミの最小化や水・エネルギーの節約方法、廃水や有害物質の管理などは、自宅に帰ってからの生活に採り入れるよう示唆され、また、施設の環境保全のための行動を客にアピールすることによって広く賛同を求めることもできる。

第4章 観光分野の環境保護の行動と事例

既述のとおり、観光分野では初期の無秩序な開発による観光地の劣化・衰退の事例が多く、「持続可能な開発」という用語自体はまだ使用されていなかったが、計画的に管理された観光開発を志向する試みは早くから行われていた。地球サミットで「アジェンダ 21」が策定されたことによって、過去の事例が整理され、新たな試みが積極的に行われた。以下、様々な試みのうち、グローバルな展開を促す趣旨の主要な事業を紹介しよう。

1. 「観光のアジェンダ 21」に示された事例

「観光のアジェンダ 21」は、第 2 部の「行政や公益団体のための行動指針」と第 3 部の「観光関連企業のための行動指針」の両方に取り上げられた全ての分野に対し、文書作成時点までの「先駆的試み」(experiences from the World)が紹介されている。

第 2 部の事例では、国連環境計画 (UNEP) や世界観光機関 (UNWTO) などの国際機関の活動のほか、観光と環境の問題に先進的な国々の政府レベルの持続可能な観光開発事例が数多く紹介されている。「観光のアジェンダ」作成の主役となった世界旅行産業会議 (WTTC) が「アジェンダ 21」の成立を受けて 1994 年に発足させた「グリーングローブ計画」(後述) も取り上げられている。

第 2 部の企業の事例はもっと具体的で、例えば「廃棄物の削減」の分野では、ルフトハンザ航空が機内で軽食を出すかわりに、搭乗前にゲイトで乗客が好みのスナックを食べるようにした結果ゴミを 7%削減できたケースなど、様々な削減・廃棄物リサイクルに取り組む事例が紹介されているし、「エネルギー節減」の項目では、英領バージンアイランドのマホ・リゾートがエアコンディションを採用せず、すべてのエネルギーを風力発電によって得ているなどの事例、「節水」の分野ではドーバー海峡のフェリー会社が、出水ボタンの時間を 35 秒から 7 秒に短縮することで大きな効果を上げ、使用する水の量を 4 分の 1 に削減する努力を行っている、など具体的な事例が並んでいる。

ちなみに、持続可能な観光のために有用な情報、スキル、技術の交換を進めるためのフレームワークづくりは行政や業界団体などの非営利組織に求められており、この時点では、実際に世界旅行産業会議 (WTTC) の支援によって設置された世界旅行環境調査センター (WTTERC) に情報を蓄積する体制がとられていた。

2. 国連環境計画と国際ホテル・レストラン協会の先行事例集

国際ホテル・レストラン協会 (IHRA) は 1991 年からアメリカン・エクスプレス社の支援により、毎年環境にやさしいホテルを表彰する制度を運用してきたが、「観光のアジェンダ 21」の制定に際し、国連環境計画 (UNEP) の協力のもとに、1992 年から 1995 年の間に表彰制度に応募したホテルの事例の中から、とくに推奨に値する 15 のホテルおよびホテルチェーンの事例を取り上げている。また、参加国のホテル協会の環境問題への取り組みの状況と「観光のアジェンダ 21」に取り上げられている水、エネルギー、ごみ処理、エコツーリズム推進の進捗状況報告をまとめ、「ホテルにおける環境保全の先進事例」

(Environmental Good Practice in Hotel: Case Studies from the International Hotel & Restaurant Association Environmental Award) (参考文献 7) を出版した。

報告書に取り上げられているホテルは、世界各地の小規模な独立系ホテルから、大規模な国際的チェーンホテルに至る様々な種類のホテルで、ケーススタディとして参考にしやすいように、所在地の環境特性、水・エネルギー・ごみ処理などのコスト、施設の場所と規模、使用技術の有効性、環境に対する消費者意識のレベルなどを考慮して選ばれており、環境管理へのさまざまなアプローチの方法を見ることができる。

同書の目的は、環境プログラムの比較や、プログラムがもたらす経済的・環境的な利益を一定の基準で判断することではなく、UNEP と IHRA が目指したものは；

- 1) 先駆的なホテル経営者による努力を讃える。
- 2) 達成できた、または達成し得る実用例を提示する。
- 3) 世界中のホテルでの環境管理の実施をさらに促進する。
- 4) ホテル産業界全体の環境運動の促進のため、各国のホテル協会や公的機関からの環境管理プロセスの情報・技術提供を促す。

であり、今後の更なる展開への問題提起を行っている。

3. 世界観光機関（UNWTO）の先行事例報告

アジェンダ 21 の制定以降、観光と環境にかかわる世界の意識は大きく発展した。1997年に国連は、制定5年後（Rio+5）のアジェンダ 21 の進捗状況を把握し、その後の展開を図るための第19回臨時総会を開催した。この時の決議では、アジェンダ 21 の実現のために、観光は極めて大なる役割を担うものとされ、「観光は今や世界最大にして最も早い発展を遂げつつある産業分野であり、とくに島嶼国を含む発展途上国の経済活性化に欠かせない産業である」と言い切っている。このときの決議に基づき、経済社会理事会の「持続可能な開発委員会」第7回会議（CSD7・1999年4月開催）が、観光を特別テーマとして採り上げ、各国政府および観光産業界、UNWTO を含む国連諸機関に対し、更なる努力を促す10項目の決議を採択した。その第5項は、達成された成果を常時「持続可能な開発委員会」に報告するよう促している。UNWTOはこの決議に対応して、2000年1月開催のコスタリカ総会において、会員国に持続可能な開発の成功事例を報告するよう求め、その結果が「持続可能な観光開発：世界の成功事例」（Sustainable Development of Tourism: A Compilation of Good Practices）（参考文献8）という文書として作成された。

UNWTO が各国の観光担当部局に対し、1国2件までに絞って事例を報告するよう求めたもので、それぞれの事例に対して12の記載項目があり、44カ国からの50の事例が掲載されていて興味深い（日本からの報告はない）。

4. 国連エコツアーリズム年（2002年）と関連事業

国連第53回総会（1998年）は、2002年が「アジェンダ 21」制定10年目となることに鑑み、その進捗状況を検討する年とするとともに、持続可能な観光開発をテーマとして同年を「国際エコツアーリズム年」に指定した。指定の目的は；

- 1) 官民諸機関および一般大衆に対し、自然地域や田舎でのエコツアーリズムのもつ自然遺産・文化遺産の保存に果たす役割への認識を広げること
- 2) エコツアーリズムの持続可能性を確保するための計画・管理・法的規制に必要な手段と技術を広めること
- 3) エコツアーリズムの分野における成功事例の交換を促進すること
- 4) エコツアーリズム対象地およびエコツアーリズム商品の国際マーケティングと宣伝の機会を増大させること

とされ、とくに、経済活性化の手段として観光のウェイトが高い発展途上国の持続可能な観光開発への支援を要請している。第58回総会に提出された「国際エコツアーリズム年報告

書」は UNEP と UNWTO を中心とする国連諸機関の活動報告と、国際エコツーリズム年のために各国政府が行った諸事業とその成果を取りまとめて報告している (Assessment of the results achieved in realizing aims and objectives of the International Year of Ecotourism) (参考文献 9)。

また、UNWTO は国際エコツーリズム年のフォローアップ事業として、エコツーリズムに係わる決議と先進事例の広報を目的として、「エコツーリズムの持続可能な開発のための先進事例集」Sustainable Development of Ecotourism : A Compilation of Good Practices (39 カ国合計 55 の事例を収録) (参考文献 10)、および「エコツーリズムの持続可能な開発：中小企業の成功事例」Sustainable Development of Ecotourism : A Compilation of Good Practices in SMEs (47 カ国合計 65 の事例を収録) (参考文献 11)、その他多数の刊行物を発行した。

5. 観光と地方政府のためのアジェンダ 21

持続可能な観光開発の実施のために地方政府の果たす役割が極めて大であることは自明であり、UNWTO は早くから地方政府のための持続可能な観光開発指針の取りまとめ作業を始め、1998 年にはその集大成として「地方政府のための持続可能な観光開発のための指針」(Guide for Local Authorities on Developing Sustainable Tourism) というタイトルの 194 ページに及ぶ大部の指導書を刊行した (参考文献 12)。

「アジェンダ 21」の第 3 分野 (主たるグループの役割) の第 28 章は、アジェンダ 21 の提起する問題および解決策の多くが地域に根ざしていることから、地方自治体の参加と協力が目的達成のための決定的な要素であるとしてその役割を明記するとともに、「地域のためのアジェンダ 21」(Local Agenda 21) の形成に合意すべきであることを強調している。これを受けて、持続可能な開発のための地方政府の権限を法的に強化するため、2003 年に UNEP と ICLEI (国際環境自治体協議会) の共同作業により「観光と地方のためのアジェンダ 21」(Tourism and Local Agenda 21: The Role of Local Authorities in Sustainable Tourism) (参考文献 13) が刊行された。

持続可能な開発のための計画や管理には「地方分権」が必要であり、地方政府がイニシアティブをとれるよう各国政府が配慮することを求める趣旨であるが、とくに発展途上国の開発には観光の占める割合が高いことから、タイトルに見られるとおり、観光開発を念頭においた内容になっている。

6. 世界旅行産業会議 (WTTC) とグリーングローブ計画

観光はその本質において国際的な展開を必然とする産業であり、先進国途上国を問わず、多くの産業に係わることによって成立する。それゆえ、観光産業が誕生した当初から様々な国際機関が設立されたが、ほとんどは公的観光機関の国際連盟か、観光を構成する各分野の業界団体の連合体であった。世界旅行産業会議 (WTTC : World Travel and Tourism Council) はそうした分野別の機関と違って、観光を構成する交通、宿泊、旅行業をはじめ、多様な業界の利害調整や主張を横断的にまとめるため、それぞれの分野の大手企業の代表が集まる組織として 1990 年に誕生した。その初仕事は観光産業の経済的

要性を数量的に明示して世界にアピールする作業であった（参考文献 14：石井昭夫「観光産業の構造変化の研究」）。

WTTC は観光産業を丸ごと代表する組織として、観光産業の重要性をアピールするとともに、リオ・サミットの「アジェンダ 21」を受けて、1994 年に「グリーングローブ」と呼ばれる観光分野の環境対策事業を開始した。グリーングローブは、環境に配慮しようとする観光企業が、自らの事業が環境に与える影響を測定する方法を開発し、結果として負の影響を緩和・減少させる手段を提供することを目的とした。

1997 年には、企業に加えて観光地のコミュニティに対しても「アジェンダ 21」によって提起された持続可能な開発の原則を適用するための方法を開発した。続いて 1998 年には、環境への影響評価の測定に必要な科学技術的な側面の協力を確保するために、オーストラリアの「共同リサーチセンター」（CRC: Cooperative Research Center）と連携して事業を拡大するが、1999 年にグリーングローブは WTTC から独立した営利企業として新しい道を歩むことになった。

7. 旅行業からのアプローチ「観光地の健康診断&処方ツール：ECOMOST」

観光地が観光によって得られる経済的利益を最大にし、開発による負の影響を最小に抑制するいわゆる持続可能な観光開発の在り方に直接的な利害関係を有するのは、本来、観光地を有するコミュニティであり、自治体であり、巨額の投資を行って当該観光地に立地するホテルを始めとする企業群である。これに対し、観光客を送り込む旅行業者は観光地の外にあり、通常多方面に送客しているから、個別の観光地の質の維持や管理には間接的な係わりしかもたず、したがって、個々の観光地に対して忠誠心を持たないといわれてきた。事実、ツアーオペレーターは、1960 年代から 1980 年代まで、観光目的地の自然環境や文化環境は、利益獲得のために「無料」で使える資源としか考えず、ひたすら大量生産による低価格商品を追求し、それによる過剰開発と競争によってデスティネーションの環境を劣化させるなど、見方によれば、地元の長期的利益を損なってさえきた。観光地 A が過剰開発などで魅力を失えば、B なり C なりへ目的地を変更すればよかったからである。観光地側は顧客選択の自由を持たず、販売も大手オペレーターに依存するほかなく、国際的マスツーリズムは、ツアーオペレーターの支配下におかれる構造になっていたのである。

しかし、ビーチ沿いにマイクロ・マンハッタンを現出するリゾートは、消費者や住民の反発を買い、観光地側による規制や自衛手段の導入も増えてきた。そして何よりも、大手オペレーター自身が、自分たちの商品の根幹である美しい自然環境や町並みなどの文化環境を保存することこそ、ツアーオペレーターの事業の基盤を維持することにほかならず、彼ら自身が積極的に環境保全に関与すべきであることを理解するに至った。過当競争による低価格・大量販売というアプローチは、観光商品の場合、本質的に持続不能な行き方であり、デスティネーションの環境を保持し、付加価値の高い高イールド商品として勝負する方向を目指すべきことを認識したのであった。観光地の病状診断のツールづくりを目指す ECOMOST が、観光地側からでなく、環境に依存する商品を製造販売するツアーオペレーターから発想されたのは、意外に見えてむしろ当然の成り行きであったのかもしれない。というより、多方面に送客してグローバルな視野を持ち得るツアーオペレーターであるか

らこそ、個別の観光地それぞれの枠を超え、他に先駆けて地球視野での観光地の環境保存への具体的取り組みに着手し得たというべきであろう。以下旅行業からの新しい取り組みの事例として概要を紹介してみよう。

1) ECOMOSTとは

ECOMOSTとは、**European Community Models Of Sustainable Tourism**の略称である。持続可能な観光を実践する為の理論として、また、様々なタイプの観光地に応用してその健康度（病状）を診断し、対策を立てるためのツールとして作成された。1992年に当時のEC17カ国のツアーオペレーター協会の欧州連合体であるIFTO(International Federation of Tour Operators)が企画し、ECが資金援助を行い、スペイン政府とバレアレス諸島政府、その他多くの機関が協力することによって実現したものである。プロジェクトの企画はIFTOが行い、調査・研究の実施はミュンヘンの研究機関DWIFに委託した。研究の対象地は古くからのリゾートであるスペインのマジョルカ島と新しいギリシャのロードス島選ばれた。1992年に調査を開始し、1994年に両島に対する診断と処方を得た後、IFTOはこのECOMOSTを各地のリゾートの健康診断に活用した。

2) 理論と方法

ECOMOSTは、まず、観光地が長期的に繁栄を続けるための条件（達成すべき目標）として下記の4項目を設定し、それぞれの項目の内容を、観光地の現状と改善後の達成度を計量化できる指標にブレークダウンすることによってモデルを開発した。それらの指標ごとに、超えれば警告とみなして直ちに対応策を開始する必要がある限界点（critical points）を事前に設定する。わかりやすい例を挙げれば、真水の存在量に対する使用量、海水浴場の水質、他のリゾートと比較した場合の顧客の満足度や混雑度などであり、これらほど明確ではない指標としては、地域開発計画の質と有効性、住民の観光開発に対する評価などがある。指標の主要例を挙げれば以下のとおりで、それぞれの指標に対し、当該観光地の特性と条件に従って限界点を設定することになる。

計量化のための4項目（目標）とそれぞれの項目に定められた指標は下記のとおりである。

- ① 地元住民が安定した生活を送ることが出来、かつ自身の文化的アイデンティティを保持できること
- ② 観光地が将来にわたって観光客に魅力的でありつづけること
- ③ 環境への負の影響を抑制・最小化し、可能な場合改善すること
- ④ 以上の3つの目標を達成するための政治的なフレームワークが存在すること

第④の目標は、サステナブル・ツーリズム実現のためには、観光地サイドに持続可能性の原則を守るための長期計画や法的規制が存在し、計画を実行するための効果的な手続きが定められ、かつ、観光政策の策定に当たって関係者の意見を反映する仕組みを整備することが不可欠であることを示すものである。

項目別の指標は下記のとおりである。

①住民の生活安定度関連指標

- * 1人当たりの島（住）民所得（全国平均との対比）
- * 雇用構造と観光産業における雇用のレベルと教育訓練
- * 雇用の季節性
- * 外資の流入度と外資による観光施設の所有度
- * 犯罪発生率
- * 宿泊施設利用率と価格帯（平均より高ければより高質で高収入、したがって高賃金を意味する）

②観光商品の魅力度関連の指標

- * ツアーオペレーター商品利用客の商品の質に対する評価
- * 宿泊施設の建築後の経過年数
- * 投資額（全体に亘って）
- * マネジメント（ソフト）への投資額

③環境関係の指標

- * 空港や観光対象の限界収容力（キャリング・キャパシティ）と利用度
- * 飲料水の水源保有量と使用量
- * 下水処理とごみ処理の状況
- * 動植物種の保存状況
- * 大気への有害物質の放出量
- * 海岸線の景観
- * 観光地の環境（景観を含む）に対するゲストの満足度、コメントや批判など
- * 環境問題に対するゲストの意識

④政治的フレームワークに関する指標

- * 観光に関わる環境基準維持の法規制の内容と仕組み
- * 明確な観光開発計画の存否、計画実施のための適切な体制と法の執行力
- * 計画段階における観光産業と地元住民の参画

ECOMOST のチェックリストは、以上①～④の 4 項目の合計 21 の目標に関連して、合計 29 の指標が置かれ、これらに関連する 38 の限界点がリストアップされている。このチェックリストを調査対象の観光地の置かれた条件に合わせて検討するだけで、観光地の管理責任者や専門家は、現在何らかの行動を取る必要があるか否か、あるとすればいかなる行動が必要かについて、一目でわかるように工夫されている。診断に当たっては、当該観光地の特性に合致する指標や限界点をセットして考察し、フィールドワークを行って、現地の政府当局をはじめとする多くの関係者との徹底した意見交換を行って診断と処方を書くのである。

ECOMOST は、これまでサステイナブル・ツーリズムをめぐる数多くの問題提起と論議の場を提供してきただけでなく、実際にいくつものリゾートに対し、問題の解決法を提示して、「観光の聴診器」stethoscope という愛称がつけられているという。ECOMOST 調査は診断 diagnosis であると同時に問題の予見 predictive であり、対応策の処方 prescription

でもあり得るのである。

ちなみに、IFTO は、マジョルカ島とロードス島で ECOMOST テストを終え、ただちに、タイ、キプロス、カプリ島、セントルシア島を対象に診断を行った（マジョルカ島に対する診断と処方箋については参考文献 15 を参照）。

また、いくつかの機関が ECOMOST ないし同種のアプローチによって、観光地の健康診断を試みている。どの場合も問題となるのは、信頼できるデータや情報が欠如ないし不足している点と、実施に際して観光地側の有効な協力体制が得られにくい点であるという。そのため、診断には 1 ヶ所当たり 6 ヶ月から 9 ヶ月ほどかかっている。しかし、観光による負の影響についての批判は、印象や感情に基づくものにとどまる場合が多い。偏見や先入観にすぎないこともあり、それだけでは建設的なものになることが少ない。その意味で、ECOMOST は科学的思考に基づくモデルであり、問題解決に導くことを目的とする具体的な提案機能を有している点に注目したい（参考文献 15：石井昭夫「観光地の健康診断&処方のツール：ECOMOST」）。

8. 観光分野のエコラベリング

エコラベルとは、商品の生産から廃棄に至る全過程で環境への負荷が少なく、環境の保全に役立つと認められる商品につけられる環境ラベルである。

エコラベルを環境保護に活用するエコラベリングのシステムは、観光にとって格別に有効な環境保全の手段である。理由は、工業製品の場合はメーカーが生産する特定の商品に与えられるラベルに過ぎないが、観光商品の場合は、ホテルやレストラン、ゴルフ場やテーマパークからシティツアーに至る観光商品自体のエコロジカルな質の評価によって与えられるのみならず、企業が生産するものではない自然的、社会的、文化的な魅力までが商品に含まれるからである。観光行動そのものが、無数の商品の集合の上に成り立つものであるから、様々なレベルのエコラベルが存在し得る。すなわち、観光のエコラベルは、工業製品と同じ意味での個別商品のエコラベルであると同時に、提供するサービス企業自身に与えられるエコラベル、そこから発展して、目的地の自然環境や文化社会的環境に結びつくことによって観光地自体の環境の質を表すエコ・クオリティラベルでもあり得るし、さらには、それらを合わせた複合ラベルもあり得るのである。

整理すれば、観光分野のエコラベルの対象は、工業製品などの場合と違って；

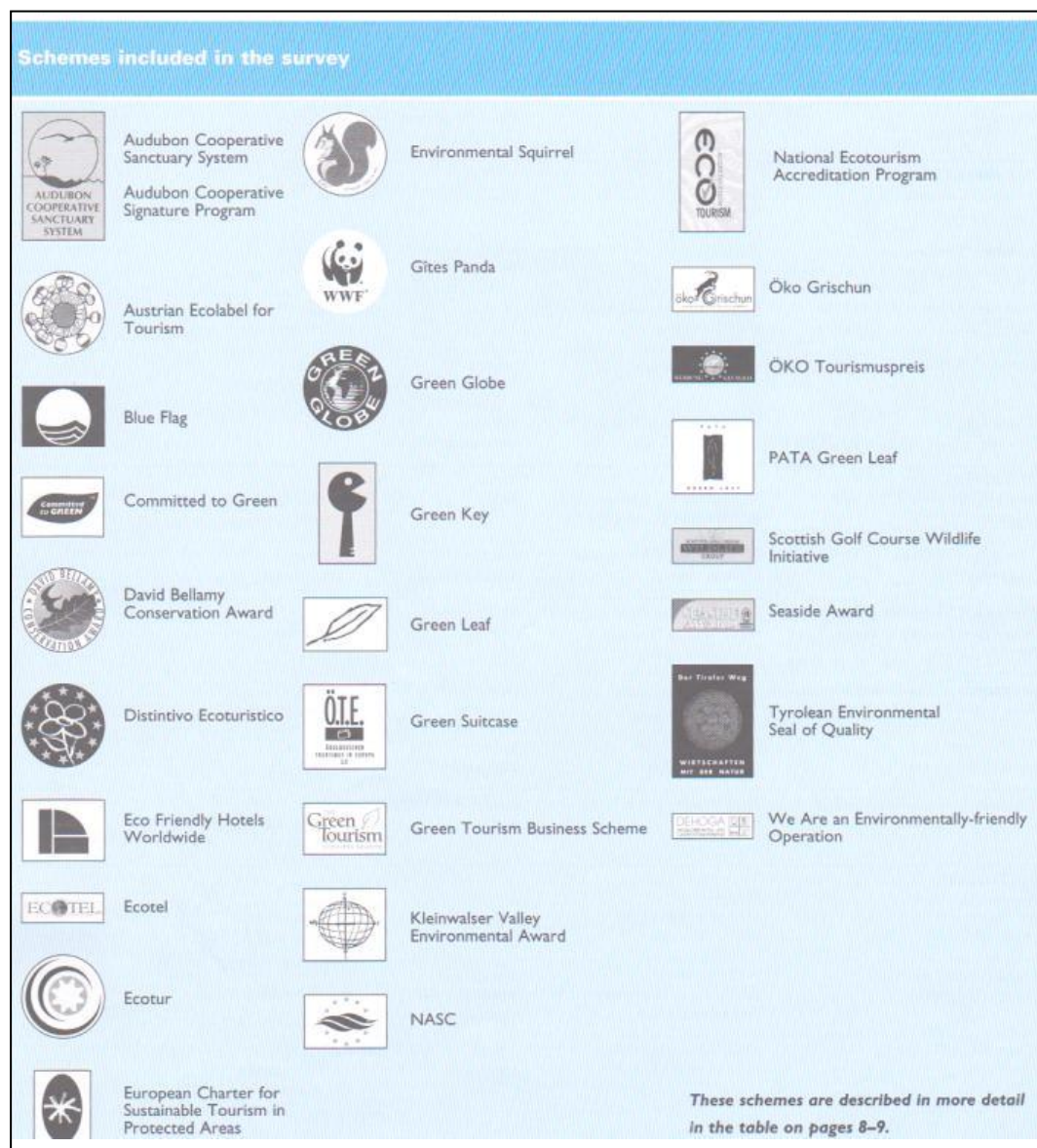
- ①交通、宿泊、食事や観光施設・サービスなどを含む観光を構成する個別企業のサービス商品、およびその提供企業に対するエコラベル
- ②観光行動を統合するパッケージツアー、及びその提供者に対するエコラベル
- ③観光目的地（デスティネーション）に対するエコラベル

の3つの種類が存在しうる。

観光分野の環境保存では、とりわけ消費者（観光者）の自主的な行動に俟^まつところが大きいので、早くから様々なレベルのエコラベルが登場している。UNEP は観光分野における既存のエコラベルを調査し、設計の仕方や内容を紹介するため、1998年その概要を「観光産業のエコラベル」（Ecolabels in the Tourism Industry）という刊行物にまとめて発行

した（参考文献 16）。内容は、全世界の観光行政担当部局から業界団体、エコラベル運営団体などに向けて質問状約 400 通を発送し、回答を得たものの中から 28 のエコラベルシステムを取り上げて紹介したものである。内訳は世界レベルが 5 種、国際地域レベルが 6 種、国レベル 11 種、国内地域レベルが 6 種となっている。図を参照（参考文献 16 より）。

質問の項目は、1) 制度の概要と歴史、2) ラベル申請の手続き、3) ラベル付与の基準、4) 参加者への技術的アドバイス、5) 参加企業の広報宣伝への支援、6) 実績と将



来計画、となっており、報告書の内容は個別の制度の紹介とこの質問項目に沿って内容が整理されていて、観光分野のエコラベルの設計を志す人にとって大変参考になる文献である。本文書は第1版と記されていて、その後のフォローがあるかもしれないと期待していたが、第2版は結局出なかった。エコラベルはラベル付与、表彰制度、基準達成証明（サーティフィケート）など、方法に多少の違いはあるが、様々な形をとってこの後大きく発展した。

エコラベルの活用において重要なのは、提供される商品やサービスに環境にやさしい配

慮がなされていることをラベルないし証明書によって裏づけ、ラベルのないものより明らかに環境にやさしいことを消費者に知ってもらうことである。消費者はそれによって商品やサービスを選択できるのであるから、制度が出来ても一般に知られなければ効果は限定的なものにとどまらざるを得ない。

観光分野のエコラベルの先進地域であるヨーロッパでは、EU が 2000 年に調査したところ、合計 40 種類の国内地域レベル、全国レベル、国際レベルのエコラベル・システムがあったが、多くは一般市民への浸透度が限定的で、効果的といえるまでに至っていなかった。EU 拡大にともない、さらなる環境保全の推進へと向かうためには、エコラベルをより有効なものにする共同作戦が必要であることが明らかとなった。

ヨーロッパの観光エコラベル・システムに共通の基準を設定し、ISO のいわゆる「タイプ 1」（第 3 者の認証によるエコラベル）にすれば、消費者（観光者）へのさらなる浸透を図ることが出来る。そこで、EU は 2002 年、ヨーロッパの観光エコラベルに共通の基準として VISIT (Voluntary Initiative for Sustainable in Tourism) 基準を創設し、VISIT エコラベルに認定するための 21 項目の条件を設定した。そして、この基準を満たしている 11 件のラベルを VISIT エコラベルと認定した（参考文献 17：The VISIT Standard for Ecolabels in Europe）。

第 5 章 海岸環境改善のための報奨制度「ブルーフラッグ運動」

地球サミットで策定された「アジェンダ 21」の第 17 章「海洋の保護と利用」は、世界の海岸地域が産業開発や海洋開発のために、ますます多くの負荷を受けることを懸念し、沿岸資源の多様な利用を統合し、相互の調整や環境との調和を図りつつ発展していけるよう対策を立てる必要があることを強調している。今日すでに世界の人口の半数以上が海岸から 60km 以内に住み、2020 年には人口の 4 分の 3 が住むようになるといわれている。海岸は観光目的客の集中する地域でもあり、観光利用の影響と他産業による利用との調整も重要である。

第 4 章までに、[アジェンダ 21] の指針に沿って、観光分野が他産業に先駆けて積極的に取り組んできた経緯と概要を紹介した。とくにエコラベルの運動は前述のとおり、観光分野ならではのユニークな取り組みが可能であり、事実数多くの試みが行われているが、その中で最も古く、最も広範な支持を得、そして最も成功しているヨーロッパ生まれの「海岸環境改善のためのブルーフラッグ運動」を少し詳しく紹介する。観光分野の地球環境保全のための活動への理解と協力を進める一助になれば幸いである。

1. ブルーフラッグ運動の概要

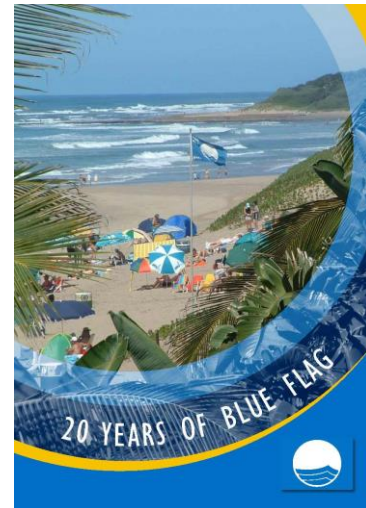
(1) ブルーフラッグ運動とは

ビーチおよびマリナーの安全、衛生・清潔、美観、環境保護のための一定の基準を満たすと、その証明であるブルーフラッグを掲げる権利を報償として与える制度である。運動の目的は、一般市民や観光産業に対し、海岸環境についての認識を向上させ、併せて地方政府やそのパートナーの意思決定過程に「環境への配慮」をインプットすることである。

ブルーフラッグは1年限りの権利で、毎年更新する必要がある、シーズン中でも定められた基準をクリアできなくなれば、権利を失ってフラッグを下ろさねばならないという厳しいものである。

(2) 運動の開始と発展

運動のきっかけは、ヨーロッパ環境教育財団（The Foundation for Environmental Education in Europe: FEEE）の初期のプロジェクトに、出発地を明記したメッセージを入れたボトルを海に漂わせるという汚染源追跡運動があった。この運動が三本の波頭に漂うボトルをデザインしたロゴを使っていたが、発展してブルーフラッグ運動



浜の中央にフラッグがひるがえっている。右下が運動のロゴ

となるに際し、ボトルを削除して3本のブルーの波頭だけにしたものが新しいロゴとなった。運動の発端は、1985年にフランスがブルーフラッグのコンセプトを発案し、11の海岸にブルーフラッグを付与したのが始まりである。折からEUが1987年をヨーロッパ環境年と指定したのを機に、FEEEはEUに対し、フランスのコンセプトを発展させた運動を環境年事業とすることを提案し、EUの資金援助を得て運動を展開した。その結果1987年にはポルトガル、スペイン、英国をはじめ10カ国が参加し、244のビーチにフラッグを掲げる権利を認められた。

その後この運動はフラッグ付与の基準を次第に厳しくしつつ順調に発展し、2000年には東欧諸国を含む21カ国1873のビーチにブルーフラッグがはためくことになった。のちにマリーナと湖も対象にするかどうか検討されたが、マリーナのみが加えられた。こうした発展を受けて、FEEEは運動をヨーロッパ内にとどめず、全世界に広めることとし、2001年に団体の名称からヨーロッパをはずしてFoundation for Environmental Education: FEEに変更した。2004年にはヨーロッパ28カ国のほか、カナダ、南アフリカ、カリブ海諸国などが参加し、2,800のビーチがブルーフラッグを掲げることになった。2009年現在さらに増えて、42カ国3,600ビーチ以上に達している。ヨーロッパ外への展開に当たっては、ヨーロッパと類似の基準を採用することを義務付けているが、場所によって海岸の環境が異なるので、数値等については独自のものを採用する自由を認めている。

(3) 運動の仕組みと組織

運動の統括者は既述のとおりデンマークのコペンハーゲンに本拠を置く環境教育財団（FEE）であるが、実際のブルーフラッグ付与の仕組みは、地方レベル、国レベル、国際レベルの3つの段階で同時進行している。

第1の地方レベルでは、当該の地方自治体が地域内の様々な関係組織と協議してブルーフラッグの申請を行うかどうかを決め、申請と決まればブルーフラッグの全国組織に申請する。言い換えれば、ビーチの管理に多くの義務を負っている地方自治体が地域の協力と連携を必須とするブルーフラッグ制度の中核を担う組織にほかならず、何よりも自治体が

運動の意義を理解し、ビーチの維持改善の必要性を認識していることが前提である。

第2の全国レベルでは、ブルーフラッグの全国運営組織が国内各地域からの申請を審査し、必要な基準を満たしているかどうかの一次判定を行い、必要なら基準に合致するようガイダンスも行って、審査委員会(jury)の審査に委ねる。重要なことは運営組織だけで可否を決めるのではなく、幅広い関係者による公平な審査が行われることであり、全国運営組織はそのための委員会を招集し運営する機能をもっている。ちなみに、国レベルの審査委員会は通常以下のような構成になるケースが多い。

- * 環境省 * 保健省 * 観光省 and/or 観光協会 * 地方自治体協会
- * 全国セーリング協会またはマリーナ管理者協会 * ビーチ管理者協会
- * 全国ライフセービング協会 * 教育専門家 * FEE代表
- * その他NGO * その他の専門機関(消費者団体、ボートオーナー協会、等)

全国組織は申請したビーチやマリーナに実際に出向いてチェックするとともに、シーズンを通じて基準が守られているかどうかを監視する義務も負っている。また、制度の広報活動、広報用の素材の供給、資金の調達なども担当する。審査委員会は申請地が条件を満たしていると判断すれば、国際本部に推薦する。

2009年現在の世界のビーチとマリーナのブルーフラッグ数

国名	ビーチ	マリーナ	国名	ビーチ	マリーナ
ベルギー	6	6	リトアニア	6	6
ブルガリア	11	0	モンテネグロ	15	0
カナダ	5	0	モロッコ	4	0
カリブ海諸国	9	2	オランダ	40	45
クロアチア	103	19	ニュージーランド	0	1
キプロス	49	0	ノルウェイ	0	4
デンマーク	211	77	ポーランド	2	3
イングランド& アイルランド	85	6	ポルトガル	207	11
エストニア	2	4	ルーマニア	8	1
フィンランド	6	30	スコットランド	8	1
フランス	269	84	スロベニア	8	2
ドイツ	39	123	南アフリカ	20	0
ギリシャ	411	5	スペイン	480	82
アイスランド	2	3	スウェーデン	45	58
アイルランド	81	3	トルコ	192	14
イタリー	216	52	ウェールズ	43	4
ラトビア	6	1			

制度の運営全般と国際レベルの調整や協調促進は国際本部が行っている。制度の拡大、日常的な情報提供や広報業務、日常的に発生する問題の解決も本部の仕事である。最終的にブルーフラッグを付与する権限は本部が招請する国際審査委員会（International Jury）にあり、その構成は以下のとおりである。

- * FEE理事会
- * UNEP
- * UNWTO
- * 国際ライフセービング連盟（ILS）
- * マリーン産業協会国際会議（ICOMIA）
- * 国際自然保護連盟（IUCN）
- * 環境教育専門家
- * 保健の専門家
- * EU（欧州諸国のみ）
- * 海岸保護のための欧州連合EU（EUCC）（欧州諸国のみ）

（４）指導・支援・検査

ブルーフラッグの基準を維持するためには、ビーチやマリナーに対する相談にのり、指導監督を行い、基準が守られているかを常時チェックする必要がある。これはエコラベル制度成功のためには欠くことができない機能である。シーズンが始まる前に、全国組織は前年のフラッグ保持ビーチと新規に希望するビーチからの申請や申請のための相談を受け、必要なアドバイスなどを行う。申請には基準に定める各種の検査結果を添付する。

新しい年度のブルーフラッグが付与され、シーズンが始まると、シーズンを通して完全に基準を満たしているかどうかのチェックは地方政府の責任で行う。とくに水質検査は、認可された有資格の試験所がシーズン前とシーズン中継続して行うことになっており、ひとつでも基準を満たさなくなるとフラッグを下ろさなければならず、この場合地方自治体はただちに全国組織にその旨報告しなければならない。

（５）運動の資金と支援

国レベルのブルーフラッグ運営組織はNGOが担当するのが普通であるが、事業運営のためにはさほど高額ではないにせよコストがかかる。全国組織の必要経費は概要以下のようなもので、そのための資金の調達と支援の体制は国によって異なっている。

- * FEEに対する年会費
- * 組織運営費（人件費、1人当りの物件費）
- * 会議費
- * フラッグの購入費
- * 標識等の作成・購入費
- * ブルーフラッグ維持経費（国のブルーフラッグ保持数によるが2006年度は1国当たり30～36ユーロほどであった）。
- * 水質検査経費（国または地方自治体が負担しない場合）
- * 制度の周知広報に係わる経費

これらの資金の調達は、通常、環境・交通・観光・保健などを所管する行政省庁からの補助金、ブルーフラッグ運動に賛同・受益・ビジネス取引をもつ民間諸機関（一般企業・観光企業・レジャー企業・産業団体・金融機関）などからの賛助金、および全国組織が徴収する手数料、といったものが主な資金源である。

その他、支援者（パートナー）による各種のボランティア活動、技術面での協力、広報面での協力などの実物支援が大きな支えになっている。

2. ブルーフラッグの選定基準

(1) 基準の概要

制度自体を出来るだけ周知させ、利用客のみならず、関連産業や住民などに海岸環境の保全に関心を持ってもらい、それによって目的を達成しようとする趣旨であるから、情報公開は徹底している。ビーチのフラッグ付与の基準は細部に至るまで全て公開され、項目ごとに丁寧な説明がなされている。ビーチへのブルーフラッグ基準（マリナーについては別の基準がある）の最新版「ブルーフラッグのビーチ基準と解説」Blue Flag Beach Criteria and explanatory notes 2009-2010 をホームページからダウンロードしてみると、その徹底振りに驚かされる。

ブルーフラッグを与えられる条件は、①環境教育、②水質、③環境管理、④安全とサービス、という4部門合計32の項目が設定され、それぞれに明確な指針と基準が設定されている。これらの基準を満たすことによってフラッグを掲げる権利が得られるが、基準には、満たさなければフラッグを得られない必須の条件と、満たしていることが望ましいガイドラインの2種がある。必須の条件は必ず満たさなければならないが、他はできるだけ多くを満たすよう奨励される。これらの基準の考え方は、ブルーフラッグ制度の発足当初から同じであるが、内容は年を追って厳しくなっている。

4項目の内容は下表のとおりである。上記「基準と解説」には、それぞれの項目ごとに基準の意義や内容に係わる詳細な説明が付されている。第1項の「環境教育と情報発信」は、運動の趣旨と現状を広く周知させることを目指すものであり、掲示などの方法については、2008年から国別に統一したフォームとするよう改正された。とくに水質基準の表示については検査対象（糞便大腸菌、糞便連鎖球菌、大腸菌全体）の検査日と検査結果の数値を表にして掲示することを義務付けるなど徹底している。必ず行わなければならない「環境教育」（1～5）項で想定されている教育とは、i) ビーチ利用者や住民に対して水辺の環境への認識を高める活動、ii) 観光サービスの従業員への環境教育とよき行動の訓練、iii) 地域の関係者に海岸管理の仕事への参加を奨励する、など6項目が挙げられ、それぞれに具体的な活動内容も例示されている。

第2項「海水浴場の水質基準」については、1976年にEUの理事会指令「海水浴場の水質基準（EU Bathing Water Directive）」によって定められた基準が最近まで採用されてきたが、この理事会指令が2006年に改正された。現時点ですでに多くの国が新しい基準による水質検査を始めているが、古い基準も2014年まで有効とされている。2014年以降は全ての国が新基準によらねばならないことになっている。いずれにしろ、水質検査の仕方については、サンプルの採り方から、採る頻度・場所、分析の方法、データの報告の方法まで細かく規定されている。

(2) 基準の項目

基準の項目は下表のとおりである。これらが実施されていることが条件となる。

1. 環境教育と情報発信

- 1) ブルーフラッグ制度についての説明が掲示する
- 2) 環境教育のための活動が行われ、利用者に対して協力を求めている
- 3) 海水浴場の水質が明示されている
- 4) 当該海岸地帯のエコシステムの概要と環境の特徴を明示する。
- 5) ビーチ内の諸施設の所在を示す地図が掲示されている
- 6) ビーチ地区での行動規範が掲示されている

2. 水質基準

- 7) 水質調査のための海水抽出とその頻度についての規定が守られている
- 8) ビーチの水質検査の条件と基準が守られている
- 9) 産業排水や下水などの流入でビーチが影響を受けていない
- 10) ビーチの水質がブルーフラッグの定める微生物パラメーター（糞便大腸菌、腸球菌、連鎖球菌）の基準を満たしている
- 11) ビーチの水質がその他の物理化学的パラメーターを全て満たしている

3. 環境管理

- 12) コミュニティ政府およびビーチ管理者がビーチ管理委員会を設置している
- 13) コミュニティ政府およびビーチ管理者がビーチの場所と運営に影響する全ての規制に従っている
- 14) ビーチは清潔でなくてはならない
- 15) 藻の植生や自然の残存物はビーチに残しておく
- 16) ごみの容器類はビーチ内に適当な数を配置し、定期的に維持管理する
- 17) リサイクル可能な廃棄物の分別施設をビーチに設置する
- 18) 適当な数のトイレットないし休憩施設を配置する
- 19) トイレットないし休憩施設は清潔に保たなければならない
- 20) トイレットないし休憩施設は下水施設とともに整備しなければならない
- 21) ビーチ内で許可なくキャンプやドライブ、ごみの放棄などをさせてはならない
- 22) 犬その他の家畜類がビーチ内に入ることを厳しく制限する
- 23) ビーチの建造物や諸施設は適正に維持されなければならない
- 24) ビーチ付近のさんご礁の健康度をモニターする
- 25) ビーチ地区では持続可能な交通手段を整備しなければならない。

4. 安全とサービス

- 26) ビーチ内に適正な数のライフガードおよび／またはライフセーブの用具を備えておく
- 27) ビーチ内に救急施設を備えておく
- 28) 汚染による危険に対処できる緊急体制を備えておかねばならない。

- 29) ビーチの使用の仕方および利用者相互の間で発生し得る事故や軋轢を防ぐ体制をとっておかねばならない
- 30) ビーチ使用者の保護のための安全対策を講じておかなければならない
- 31) ビーチ内に飲料水供給施設を備えておかねばならない
- 32) 市町村にあるブルーフラッグ・ビーチのうち、最低1箇所は身体障害者が利用でき、かつ、彼らが利用できる諸施設を備えなければならない

第6章 遅れている日本の取り組み（むすび）

2009年12月、国連気候変動枠組み条約第15回締約国会議（COP15）がコペンハーゲンで開催され、京都議定書以降の温暖化ガスの削減目標の新たな設定を審議したが、大方の予想通り、先進国と発展途上国が対立し、何も採択できないまま終わった。

日本の民主党政権は、2020年までの削減目標を1990年対比で25%とする方針を打ち出し、地球環境問題への積極的な取り組みを世界に約束した。その決断は歓迎すべきことであるが、実行が大変難しいことは誰しも認めるところである。新政権も目標達成への行動計画はまだ示しておらず、科学技術の開発による省エネや再生可能エネルギーへの転換などが語られているに過ぎない。新技術の開発が重要なカギを握っていることは確かであるが、それ以上に重要なのは人間の側に発想の転換がなければ、技術だけで解決できる部分は少ないであろう。なぜなら、エネルギーや資源の最終利用者は消費者であり一般市民だからである。地球環境保全への努力は、「アジェンダ 21」が明言するとおり、行政、NGO/NPO、業界団体、企業、そして消費者が全部一体となって取り組まなければ効果が上がらないのである。

日本の場合、行政は行政、産業界は産業界、消費者運動は消費者運動でばらばらに活動が行われ、それらを地域レベル、国レベルで統括しようとする運動に欠けている。活動のフレームワーク作りは行政や業界団体などが担当すべきであり、個別の企業や消費者はそのフレームワークの中で自発的、創造的に行動するというのが「アジェンダ 21」が求める分担である。

本稿で紹介した観光分野の地球環境保全運動に関連して言えば、観光庁の政策の中から環境問題はほぼ完全に抜け落ちているし、環境省の政策の中に観光の文字は殆どなにもない。少なくとも国民ないし消費者に対し、地球環境保全への協力を求めるような政策は見当たらない。「観光のためのアジェンダ 21」自体がどこにも紹介されていないし、UNEPやUNWTO、WTTCなど国際機関の活動に日本が登場することはほとんどない。

第5章で紹介した海岸環境改善のための報奨制度（ブルーフラッグ運動）についても全く関心が示されていない。マーク・オラムス著（石井昭夫訳）「海洋観光学入門：マリントウリズムの開発・影響・管理」（参考文献23）は、海洋環境保護のための対策として、①法的規制による管理戦略、②物的手段による管理戦略、③経済原則による管理戦略、④教育的手段による管理戦略の概要を説明して、とくに第④の教育的手段による管理が重要であると主張している。観光客は自然環境の保全のために何が必要で、いかに行動すべきかをきちんと説明すれば、自主的かつ積極的によき行動をとろうとすることを調査によって明らかにしている。

世界において、観光産業が率先して「アジェンダ 21」の指針に取り組んだように、日本でも、観光分野が率先して地球環境保全のための活動を統合して進めていけないものだろうか。

「観光のためのアジェンダ 21」を始めとするグローバルな観光分野での動きを、可能なものから取り入れて行くことは、まさに「アジェンダ 21」の期待するところであり、そんなに難しいことではないと思うのである。

[主要参考文献]

1. 荒井政治「レジャーの社会経済史」東洋経済新報社、1989
2. 石井昭夫「観光地発展段階論の系譜」立教大学観光学部紀要第4号（2002年3月）
3. 武尾昭秀「リゾート計画における成長管理の研究」、立教大学観光研究科2003年度修士論文
4. 「アジェンダ21:持続可能な開発のための人類の行動計画」環境庁・外務省監訳、(社)海外環境協力センター刊、1996 初版は1993ですが所持しているのは1996版
5. Agenda 21 for the Travel & Tourism Industry WTO/WTTC/Earth Council 1995年 現物には発行年が書いてありませんが、発表は95年9月です
6. 同上日本語訳「観光のためのアジェンダ21」石井昭夫監訳、立教大学観光学部紀要第2号（2000年3月）
7. Environmental Good Practice in Hotels: Case Studies from the International Hotel & Restaurant Association Environmental Award、UNEP & IHRA、1996
8. Sustainable Development of Tourism: A Compilation of Good Practices、WTO、2000
9. Assessment of the results achieved in realizing aims and objectives of the International Year of Ecotourism、UN General Assembly Document,2003
10. Sustainable Development of Ecotourism : A Compilation of Good practices (エコツーリズムの持続的開発のための優良事例集) WTO、2000
11. Sustainable Development of Ecotourism:A Compilation of Good Practices in SMEs (「エコツーリズムの持続可能な開発：中小企業の成功事例」) WTO、2003 (3rd.Ed.)
12. Guide for Local Authorities on Developing Sustainable Tourism (「地方政府のための持続可能な観光開発のための指針」) WTO、1998
13. Tourism and Local Agenda 21:The Role of Local Authorities in Sustainable Tourism 2003 (「観光と地方のためのアジェンダ21」) UNEP and ICLEI
14. 石井昭夫『観光産業の構造変化の研究』(日本産業リサーチセンター「産業としての観光とその現状把握」第2章・2008年)。
15. 「観光地の健康診断&処方ツール：ECOMOST」国際観光サービスセンター「ITCJジャーナル」2003年9月8日号
16. Ecolabels in the Tourism Industry (「観光産業のエコラベル」) UNEP、1998
17. Tanja Mihalic「Ecological Labelling in Tourism」、Chapter 13, Sustainable Tourism in Islands & Small States:Issues and Policies, Pinter, 1996
18. The VISIT Standard for Ecolabels in Europe,EU,2003
19. Awards for Improving the Coastal Environment : The Example of the Blue Flag UNEP & WTO, 1996
20. 同上日本語訳「海岸環境改善のための報奨制度：ブルーフラッグ運動の例」石井昭夫監訳、立教大学観光学部紀要第3号（2001年3月）
21. Awards for Improving the Coastal Environment: The Example of the Blue Flag FEE, 2006
22. Blue Flag Beach Criteria and explanatory notes 2009-2010「ブルーフラッグのビーチ基準と解説2009/2010年版」
23. マーク・オラムス著石井昭夫訳「海洋観光学入門：マリンツーリズムの開発・影響・管理」立教大学出版会・2003

